

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1143号

令和7年度償却資産(固定資産税)

の申告について

固定資産税は、土地や家屋以外の償却資産(事業用資産)についても課税対象となります。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを営んでいる方や農業を営まれている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等をいいます。償却資産を所有している場合は、毎年1月1日現在本山町内にある償却資産(事業用資産)の取得価格や取得時期等の申告が必要です。(地方税法第3003条の規定による)

詳しくは、町ホームページ掲載の「償却資産申告の手引」をご覧ください。(役場税務班でも配布しています。)

【申告の対象となる資産】

令和7年1月1日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)をいいます。

なお、次に該当する資産も申告対象となります。

- ①償却済資産(耐用年数が経過し、帳簿上で備償価格1円のみが計上されている資産)
- ②建設仮勘定で経理されている資産(その一部が事業の用に供されている資産)

③決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産

④簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

⑤遊休資産(稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産)

⑥未稼働資産(既に完成しているが未だ稼働していない資産)

⑦改良費(資本的支出)

⑧赤字決算のため減価償却を行っていない資産

⑨租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却している資産

⑩資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産(リース資産、レンタル資産)

⑪従業員の福利厚生施設(社宅・寮等)の構築物、器具備品

【申告の対象とならない資産】

①自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきものの(小型フォークリフト・コンバインなど)

②営業権や特許権などの無形減価償却資産

③繰延資金(開業費、開業費、負担金)

④耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの

⑤取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

⑥法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満のもの(地方税法施行令第49条ただし書)

【申告期限】

令和7年1月31日(金)

【申告書の提出方法】

役場へ持参、もしくは郵送にて提出してください。また、地方税ポータルシステム(ALTAX)による電子申告もご利用いただけます。

【申告書の様式について】

昨年度、町様式で申告(紙申告)をされた方には12月に申告書を送付いたします。

なお、申告書が入用の場合は、役場税務班にて入手、もしくは町ホームページからダウンロードしてください。

【提出・問い合わせ先】

住民生活課 税務班 電話 76-2115

障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等にて予約を入れてください。

【日時】 1月17日(金) 午後1時～午後3時

【場所】 役場1階 もちやまホール

【対象者】

○障害や病気のある方で、
・ 一般企業への就職を目指す方
・ 就労の継続や生活に不安のある方

○障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆいあい」

電話088-854-9111

『児童手当』が令和6年12月支給分から

拡充されています

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定と次世代を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

国の制度改正により、令和6年12月支給分から支給対象児童が中学生までから高校生年代までに引き上げられる等、拡充されています。

現在、中学生以下の児童を養育しており、児童手当を受給している方については原則制度改正による手続きは不要ですが、次に該当する場合は手続きが必要です。

①高校生年代のみの児童を養育している方

②現在児童手当を受給しており、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方。

※算定児童とは、手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。

※15歳の年度末まで本山町から受給していた場合は、算定児童に登録されていきますので手続きは不要です。

③現在児童手当を受給しており、児童の兄弟等(18歳年度末以降から22歳年度末まで)を含めて3人以上いる場合。

④⑤に該当すると思われる世帯は、事前に役場より手続きの依頼文書を送付しています。④⑤に該当し、役場から依頼文書が届いていない方については、左記までお問い合わせください。

※制度改正の内容や不明な点等ありましたら本山町のホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

※受給者が公務員の場合は、職場にご確認ください。
【問い合わせ先】住民生活課 電話76-21115

嶺北広域行政事務組合

会計年度任用職員募集について

【勤務場所】土佐本山学校給食センター

【採用人数】若干名

【勤務内容】学校給食調理員

【任用期間】

採用日から令和7年3月31日まで

(令和7年4月1日以降、更新の場合あり)

【勤務日】月曜～金曜の間で応相談

【勤務時間】午前8時30分～午後3時30分の間で応相談

【時給額】1,141円

【手当等】

通勤手当あり

勤務時間・日数等により期末・勤勉手当あり

【保険等】

雇用保険あり
勤務時間・日数等により社会保険あり

【資格等】不問・調理未経験可

【応募方法】

嶺北広域行政事務組合会計年度任用職員応募申込書を提出

(申込書は土佐本山学校給食センターで配布)

【募集期間】随時受付中

【選考方法】面接

【問い合わせ・申込書提出先】

本山町家239-1 土佐本山学校給食センター

電話 72-0070

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】1月16日(木)午前10時～正午

【場所】役場1階 もとやまホール

【行政相談員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22233

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。費用は無料です。この機会にご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】1月17日(金)午後1時～午後3時30分

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【場所】役場2階 相談室3

【内容】

民事関係(金銭貸借、土地明渡し、境界等)、家事関係(夫婦関係、親子関係、相続関係等)の問題を解決するについての手続の案内

※裁判所の一般的な手続の案内を行うものであり、法律相談ではありません。

【事前予約連絡先】総務課 電話 76-22233